

寒川町健康管理センター条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(設 置)	(設 置)
第2条 (略)	第2条 (略)
(加える)	2 <u>健康管理センターに分室を置き、寒川町宮山144番地1に設置する。</u>
(指定管理者による管理)	(削る)
第3条 <u>健康管理センターの管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</u>	(削る)
2 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</u>	(削る)
(1) <u>健康管理センターの利用の承認及びその取消しに関する業務</u>	(削る)
(2) <u>健康管理センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</u>	(削る)
(3) <u>その他健康管理センターの管理運営に関して町長が必要と認める業務</u>	(削る)
3 <u>指定管理者の指定の手續等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年寒川町条例第18号）の定めるところによる。</u>	(削る)
(休館日)	(休館日)
第4条 (略)	第3条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、 <u>指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、</u> 休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>町長が特に必要</u> と認めるときは、 <u>、</u> 休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。
(開館時間)	(開館時間)
第5条 (略)	第4条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、 <u>指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、</u> 開館時間を変更することができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>町長が特に必要</u> と認めるときは、 <u>、</u> 開館時間を変更することができる。
(利用の範囲)	(利用の範囲)
第6条 健康管理センターは、町の保健衛生に関する事業に支障のない限りにお	第5条 健康管理センターは、町の保健衛生に関する事業に支障のない限りにお

いて、次の者に利用させることができる。 (1) (略) (2) その他町長<u>又は指定管理者</u>が適当と認めた者 (利用の承認) <u>第7条</u> 健康管理センターを利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の承認を得なければならない。 2 <u>指定管理者</u>は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないものとする。 (1)～(4) (略) (利用承認の取消し等) <u>第8条</u> <u>指定管理者</u>は、健康管理センターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき又は<u>町長若しくは指定管理者</u>が必要と認めたときは、同条第1項の承認を取り消し、又は健康管理センターの利用を中止させることができる。 (損害賠償) <u>第9条</u> (略) (委任) <u>第10条</u> (略) 附 則 1・2 (略) (加える) (加える)	いて、次の者に利用させることができる。 (1) (略) (2) その他町長_____が適当と認めた者 (利用の承認) <u>第6条</u> 健康管理センターを利用しようとする者は、あらかじめ<u>町長</u>_____の承認を得なければならない。 2 <u>町長</u>_____は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないものとする。 (1)～(4) (略) (利用承認の取消し等) <u>第7条</u> <u>町長</u>は_____、健康管理センターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき又は<u>町長</u>が特に_____必要と認めたときは、同条第1項の承認を取り消し、又は健康管理センターの利用を中止させることができる。 (損害賠償) <u>第8条</u> (略) (委任) <u>第9条</u> (略) 附 則 1・2 (略) (健康管理センターの休止) 3 <u>第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により寒川町宮山401番地に設置する健康管理センターは、令和8年9月1日から当分の間、休止する。</u>
---	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、令和8年9月1日から施行する。